

6 薬 第 5 0 9 号  
令和 6 年 2 月 1 9 日

公益社団法人京都府医薬品登録販売者協会会長 様

京都府健康福祉部薬務課長  
( 公 印 省 略 )

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 76 条の 6 の 2 第 1 項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品」の改正について（通知）

令和 6 年 2 月 1 9 日付け医薬発 0 2 1 9 第 1 号で厚生労働省医薬局長から、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、本件について「京都府健康医療よろずネット」及び京都府薬務課ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/yakumu/>) にも掲載しておりますので、併せてお知らせします。

連絡先	薬務課薬物対策・企画係
電話番号	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 8 6
FAX番号	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 9 2